

かながわ男女共同参画推進プラン改定に係るこれまでの整理事項について

1 かながわ男女共同参画推進プランについて

位置づけ：男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく推進計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条に基づく推進計画

計画期間：2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度までの 5 年間

2 計画の体系について

基本目標：めざすべき社会の姿を示す。計画のキャッチフレーズともなりうる。

基本理念：施策を推進していくうえで基盤となる考え方を示す。

重点目標：各種課題を踏まえて、設定する取り組むべき大項目。

施策の基本方向：重点目標ごとに設定する取り組むべき中項目。

主要施策：施策の基本方向ごとに設定する取り組むべき小項目。

主要施策の下に、具体的な施策・事業を位置づける。

3 プランの名称について

かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）

4 基本目標について

～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ～

5 基本理念について

県は、ジェンダー平等社会を目指して、次の 4 つの基本理念に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、当事者目線に立ち、施策を遂行していきます。

I 人権の尊重

性別（※）による権利侵害や差別を受けず、すべての人が個人の力を発揮できるようにすること

II あらゆる分野への参画

社会のあらゆる分野で、すべての人が性別（※）にかかわらず意思決定過程に共同して参画できるようにすること

III ワーク・ライフ・バランスの実現

すべての人が、多様で柔軟な働き方等を通じて、仕事と家庭生活との両立ができるようにすること

IV 固定的な性別役割分担意識等の解消

性別（※）による固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれず、社会のあらゆる活動においてすべての人が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすること

（※）→ここに性別の注釈を記載するが、内容は改めて議論する。

6 重点目標及び施策の基本方向について

次の点を踏まえて今後検討していく。

- ・第4次男女プランをベースとし、現状と課題を踏まえ、依然課題が残されているものは項目を引き継ぐ。
- ・国の第5次男女共同参画基本計画の内容等を勘案しながら、追加すべき項目や充実すべき項目を検討する。
- ・改定プランの基本目標及び基本理念を踏まえて検討する。